

## 第2回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和2年2月12日（水）14:55～16:30

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 村上浩三 次長（森林・林業担当）、横澤篤 森林・林業経営課長

資料：第2回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

農林水産部提出資料 第2回三重県産材利用促進に関する条例検討会資料～三重県の森林・林業及び木材利用の現状について～

農林水産部提出資料（参考資料1） 新たな「三重の森林づくり基本計画」の構成

農林水産部提出資料（参考資料2） 令和元年度公共建築物等への県産材利用事例集

### 田中座長

お疲れのところ大変恐縮ではございますけれども、ただいまから第2回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催いたします。

会議の事項に入ります。

本日は、三重県の森林・林業及び木材利用の現状等に関して、農林水産部からの説明聴取を行います。

農林水産部からの説明を聴取した後で、委員の皆様方から質疑をお願いいたします。

それでは、農林水産部からよろしく願いをいたします。

村上次長。

### 村上次長

委員の皆様には、日頃より、三重県の森林・林業行政に対してご理解とご支援を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

また今回、県議会におかれて、本条例の制定に向けた議論が開始されましたこと、大変心強く思っているところでございます。

さて、県では、昨年来、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の策定を進めているところでございますけれども、この中でSDGsへの貢献が1つの要素となっているところでございます。持続可能な社会の実現に向けまして、今後私たちがどのような生き方をしていくのかが問われる時代、また、いかなる経済活動も持続可能性に関する視点抜きには考えられない時代になろうとしているところでございます。

こうした中で、再生可能な資源であります木材について、そのメリットを十分理解した上で、積極的に用いていく、いわゆる「ウッドファースト社会」の到来に向けま

して、動きが官民を問わず少しずつ見られるようになっております。

県としましても、こうした動きを逃さず、更に大きくすべく、木材の良さを伝え、また、木材を当たり前のように使っていただくための環境づくりを進めているところでございます。

本条例によりまして、木材利用が社会の隅々まで包摂するような広がりのあるものとなることを、期待申し上げているところでございます。

これから本日はまず、本県の森林や木材の需要動向についてご紹介をした後、それを踏まえた県の施策の方向性、課題について、簡単にご説明を申し上げたいと思います。それでは、資料に基づきまして、課長の方から説明を申し上げます。

## 田中座長

横澤課長。

## 横澤課長

横澤でございます。

そうしましたら、本日お配りしております資料を、まず確認だけさせていただければと思います。本冊ということでございまして、縦A4の上下2アップになっている資料が1つ。それから、参考資料になりますけれども、「新たな「三重の森林づくり基本計画」の構成」についてということでA3のものが1枚。それから、冊子の方でございましてけれども、「令和元年度公共建築物等への県産材利用事例集」ということでこちらも参考でございますが、お配りをさせていただいています。

本日は、ほぼ40分程度ということになりますけれども、このA4縦の「三重県の森林・林業及び木材利用の現状について」という資料に沿いまして、ご説明申し上げます。

そうしましたら早速、こちらのA4の資料で説明を始めてまいります。本日の説明の全体の流れとしては、まず三重県の森林の状況と全国的な需要の動向をお話させていただきまして、それを踏まえて、今後、今も含めてですけど、三重県がどのような方向で施策を進めているのかをご説明し、最後に少しだけ、その中で見ている課題についても若干ご紹介したいというふうに思います。

2ページ、1枚目の下の段に書いているところになりますけれども、もう皆様ご承知かと思いますが、森林については多面的機能ということで、林産物、木材等の供給のほかに、国土の保全、あるいは自然環境の保全、地球温暖化の防止といった機能というのでも発揮をしております。それを持続的に発揮させていくために森林を適正に整備保全するというのが、森林・林業行政の一番根本になる施策目標というふうにして、私ども日々仕事を進めているところでございます。

今申し上げましたその機能をお金に換算しますと、一体どのぐらいになっているのかというのが3ページでございます。平成13年に日本学術会議というところで試算をしてみたデータということになりますけれども、日本全国でいうと、大体年間1兆

2,417億円という効果です。1人当たりに直すと、1年間に大体66万円ぐらい、森林がそこに健全にあるということによって、皆さん恩恵を受けているということでございます。

それでは、森林の状況ということで過去に少し遡りながらお話をいたします。4頁ですね。日本の森林は、江戸時代以降、大きく荒廃をしたという歴史がございます。江戸時代には、建物は全て木で建てていたというのがありますし、生活で使っている火も全て薪によって賄われていたということで、建材と燃料を木に頼った社会でした。日本の人口が大きく増えたということもございまして、森林というのが非常にたくさん利用されてきたということでございます。それで、下にあります写真ですけど、1960年頃の大内山村の辺りの山の状況です。こちらの写真を見ていただきますと、見渡す限り、遠くの山も含めて木が生えていない、大きな木があまり見られないという状況です。皆伐をされて、植えてはいるんですけど、まだ育ってきていないというような状況です。これは、全国どこでも見られたような光景でして、少し時代は遡りますけど、右上の写真、山梨県甲州市、多摩の奥の方ですけど、それを見ましても、ほとんど山に木が生えていませんね、ということです。もう少し遡っても、下の絵の時代、江戸時代の歌川広重の絵など、皆さんも目に触れる機会が多いかと思えますけれども、東海道沿いには松の木しか生えていないということです。松というのは、痩せた土地に生える木ということでございます。要は、山から、薪とか、栄養源になるものを全て里へ持ってきて使っていたということで、こういった山が広がっていたというのが、つい50年、60年ほど前までであったという状況です。

それで、今、山はどこを見てもぼうぼうということになっているんですけど、いつ増えたのかというのが5ページです。戦後、一貫して、人口林、それから天然林を含めて、森林の資源量が増えてきています。特に、人口林の森林蓄積が増加しています。戦後、かなりのペースで植えたというのが、今になって効いてきているという状況です。

三重県について見ましても、6ページになりますけど、50年生以上になってきた木というのがかなり充実しているという状況にございます。400年ぶりに、豊かな緑に満ちているというのが、今の日本、そして三重県の森の状況ということになります。

7ページ、8ページで、三重県がこれまで伝統的にどういった林業を展開してきたのかということ、少しご紹介申し上げます。三重県の森林・林業・木材産業ということでございまして、三重県飯高地域、あるいは尾鷲地域といったところが伝統的な林業地域として名が知れておりますけど、そういったところを中心に、いわゆる優良材、住宅の見えるところに使う木というのを中心に作ってきたということでございます。実際に、木材を他の県の木材とブラインドテストというか、名前を伏せて、一般の消費者の方々に比べていただいても、8ページにあるように、肌触りが良いといった評価、あるいは香りが強い、木目が美しいといった評価をされています。一般の方にもわかるような、それだけ優良な木を作ってきたというのが、三重県の林業でございます。

それに対してという話が、9ページ、10ページになります。三重県が中心に売ってきた住宅がどういう状況にあるのかということですが、9ページにありますように、人口の減少もありまして、長期的には住宅の着工戸数は、右肩下がりになっています。今後の見通しというの、だんだんだんだん減っていくだろうというのが、この野村総研なんかの未来予測などでも出されているということです。それで、三重県の数字を見てみましても、やや横ばいの傾向にはありますけれども、これが急に伸びるようなことはないだろうというのが今の予測でございます。

それで、人口減ということで、かなり住宅着工戸数の方は説明ができるんですけど、もう1つ、木材の需要に関する話として、11ページになるんですが、住宅様式の変化ということがあります。上のスライドの左右に写真がございますけれども、昔の家というのは左側の内装の写真を見ていただいても、いろんなところで木が表に出ているというような構造をしていたということでございます。それが最近の家になると、右の下の写真のように、大きい白い壁があって、あまり木が見えるところがないということです。では木はどこにあるのかというと、このクロス裏側に使われるというふうに変ってきております。そうなるとういうことになるのかというと、あまり木自体は、見た目が綺麗とか、香りが強いというのがあまり求められないということになってきてしまうということです。そういうわけで、三重県としては、長らく頼りにしてきた住宅用の需要というのが大きく落ち込んでいるというのが、今の状況です。

そういったことを反映しまして、三重県の素材生産というのは苦戦をしておりますというのが、12ページです。全体量としては、バイオマス、あるいは赤色で示した合板用の部分の需要というのが、近年増えているというので、全体には多いんですけど、一番下にある製材、青色の部分が、だんだん少なくなっている状況でございます。

合板、あるいはバイオだけでもしっかり売れば、素材生産量としては十分なんじゃないか、それで何とか回るんじゃないのかというふうにお考えになる方がいらっしゃるかもしれませんが、13ページの絵を見ていただきますと、木は、その部位によっていろんな使われ方をしているということでございます。大きく伸びているバイオマスとかというのは、一番右側の枝の部分です。この部分を、バイオマス、あるいはチップとして使っているということです。合板については、やや曲がってるとか、若干細い部分として、真ん中の部分を使っているということでございます。それで、一番下で根元に近い部分を、製材用ということで、柱などに使っているということです。値段でいくと、やっぱりこの一番根元の部分が高く、枝葉の部分だとどうしても安くなってくるということです。なので、例えば、全部をバイオマスにしてしまうといったことになると、とても1本の木を出してきても、新しい木を植えるだけのお金を山元に返すことができないということになります。なので、真ん中より右側というのは、着実に売る必要があるんですけど、A材と書いているのがこの根元の部分ですけど、ここの部分もちゃんと売る必要があるというのが、課題ということになります。もちろん柱とか板とかという形で売る必要というのがなくて、他に何かA材と言われる材並みの用途などが開発されるとか、見つけることができれば、それはそれで

いいんですけど、現段階ではやっぱり、板、あるいは柱というのが有望な使い道ということになっているので、この売り先を開拓するというのが、県としても頑張っている部分ということでございます。

14 ページは、若干今までの話とちょっと違う話なんですけれども、前回、議長の方から、この検討会の議論に当たっては、県内で県産材を利用していくという話だけではなくて、三重県として、移出をする、外に売っていくという観点も少し加味しながら議論されたいという話がありましたので、その辺のデータということでご紹介を申し上げているものです。①は素材の流れということになっています。丸太ですね。県内でとれた丸太が、一体どこに行くのかということなんですけど、県内で生産される丸太の量というのが、そこの左上にある 245 という数字になります。その 245 のうちの 95、大体 2 分の 1 弱を県外に出していることになります。製材についてはどうなっているかということなんですけれども、②の一番右の部分で、県外に販売している部分が半分、それから、県内に販売している量が半分ということになります。なので、県内消費ということだけを考えると、ちょっと製材所としては具合が悪いということです。なので、積極的に県外に売っていく、あるいは輸出を考えるといった視点も必要だということでございます。

今までが、市場の動向も含めた需要の動向ということになります。15 ページ以降では、最近の世の中の動きとしての需要動向について少しご紹介を申し上げます。

まず 15 ページのスライドになりますけれども、公共建築物で木を使おうという動きが平成 22 年ぐらいから始まっているという話でございます。平成 22 年 10 月に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」が施行されました。公共建築物等における木材の利用を促進し、それによって、森林の適正な整備と木材の自給率向上に寄与するというのを目的として作られた法律です。これをもとにしまして、各県、それから各市町村が、木材利用方針というものを立てております。三重県については、「みえ公共建築物等木材利用方針」を平成 22 年 12 月に立てております。その中では、低層の公共建築物については、原則として全て木造化を図ることとされています。ただ、建物の特徴、例えば、水がよくかかるとか、特に防火が求められるとか、そういった話があって、あるいは構造上の問題として木造化が難しいという建物があるかと思いますので、そういった場合は、内装の木質化というのをできる限り進めるというふうに定めてございます。市町については、この木材利用方針について、29 の市町全てで策定されているということでございまして、公共建築物等の木造・木質化の取組を進めているというところでございます。

次に、公共建築物以外の非住宅の動向ということで、こちらは特に最近、少し話題になっているところでございます。非住宅について、都市部を中心にして、木造・木質化に向けた動きが活発化しているということがあります。背景としましては、建築基準法が累次改正されてまいりまして、今までなかなか木造・木質化を図ることが難しかったところでも、基準の合理化という言い方を国交省はしますけれども、使える余地が出てきたということでございます。それから、2 つ目として森林環境譲与税の

導入ということがあります。平成 31 年 4 月にこちらの制度が開始をされまして、こういったものを使って、特に都市部で木材利用を進めていきたいと思いますという話が 1 つあります。それから、民間事業者における木づかいへの関心の高まりということで、冒頭次長から申し上げましたけれども、最近 SDG s という言葉があります。あるいは、企業の場合は、E S G というふうに申しまして、企業が、環境ですとか、社会貢献、あるいは企業内のガバナンスといったところにきちんと配慮していないと、投資家から評価をされないという動きが広がってきているということがあります。そういったこともあって、企業側もこれまで以上に、そういったことに若干危機感を持ちながら、関心を持つようになってきているということがございます。そういったことで、環境配慮の取組の 1 つとして、自分のオフィスで木質化をしてみるといった動きが少し見られるようになってきているということがございます。

この 3 つについて、若干補足的に 17 ページから 21 ページまで資料をつけておりますので、もう少し説明を申し上げます。

建築基準法につきまして、そこまで私も詳しくないので、簡単にとということになりますけれども、戦後、昭和 25 年、昭和 26 年と書かれておりますけど、この青の部分、戦後復興というところで、あまり燃えない建物で復興していこうという話があったのと、先ほどのスライドで見ていただいたとおり、国内に木材がほとんどなかったというようなことがあって、特に都市部において、木以外のもので建物を建てていこうということが一気に広がったということでございます。これで、鉄筋コンクリートでの建物の建築というのが、ずっと続いてきたということです。昭和 40 年代、50 年代の中で少しずつ技術開発等が始まってきて、ちょっとずつ木造化の余地が広げられてきたんですけど、本格的に動き出したのが、平成 12 年の建築基準法改正以降ということになります。性能規定化ということになってはいますが、仕様を、ここは鉄筋というような決め方をしていたのが、何時間耐火とか、そういう性能さえ満たせばいいですよ、というような規定の仕方が建築基準法に取り入れられてきたことによりまして、木造化、あるいは木質化の余地が少しずつ広がってきているということでございます。それに合わせて、国の方も公共建築物の木材利用の促進といったようなことを進めてきているというのが、全体の流れでございます。

森林環境譲与税についても、もしかすると初めての方がいらっしゃるかもしれませんが、18 ページのスライドでご説明申し上げます。森林環境税というのと、森林環境譲与税という 2 つがあります。スライドでは仮称というふうになってはいますが、これは法律が施行される前の資料でして、今はもう仮称が取れてこの 2 つの名前になっています。森林環境税というのが、集める方の税の名前です。森林環境譲与税というのが、国から市町、あるいは県に配る方の制度の名前ということになっています。森林環境税という形で、国民の皆様から 1 人ずつ毎年 1,000 円ずついただくようになるのが、令和 6 年度からということになります。それに先行して、今年度から森林環境譲与税という形で、全国の市町村、それから県に対して交付がされているというものでございます。それで、制度の導入の趣旨としましては、その枠内の中にあり

ますけど、パリ協定の枠組みの下で温室効果ガス排出削減目標を達成するのですとか、あるいは災害防止といったものを図るために、森林整備をどんどん進めていきたいと思います、というのが制度導入の趣旨です。それで、森林整備のための税金なのに、どうして木材利用に使えるのかという話なのですが、木材を都市部で使っていただくことによって、地方の森林を整備するためのお金につながるということで、木材利用というのが認められているということになっております。

19 ページから 21 ページは、先ほどの 3 つ目の、企業における木材利用の広がりに関しての資料なのですが、これは林野庁が作っている木材を使う意義についての資料でございます。大きく、ビジネス面における効果、地球温暖化対策への貢献、社会的課題解決に向けた効果ということで整理をしているものです。

ビジネス面における効果ということですが、工法等を工夫することによって、非木造より低コストで安く作れる場合もありますよ、というようなことを資料として整理しています。今の話は、19 ページの資料の右上の部分で木造と非木造のコスト比較ということで書いてあります。これは、保育室を作るときの試算でやっているのですが、建物の重量が木造の場合軽くなるということで、基礎工事が安くなるといったような話、あるいは、構造として木を使うので、内装の工事の部分が若干節約できるといった、そういう試算ということで、林野庁が示しているものです。

それから、地球温暖化対策への貢献という意味で申し上げますと、その絵の左側の部分ですが、まず住宅 1 棟を建てたときに、どれだけの炭素をその建物の中に備え、保存しているのかということと比較したものです。木造住宅の場合は 6 t に対して、鉄筋コンクリートや鉄骨プレハブの場合はおおよそ 1.5 t と、大体 4 倍ぐらいの開きがあります。あるいは、建てる時の CO<sub>2</sub> 排出量で比べてみても、木造については、大体、住宅の場合で 5 分の 3 くらい、非住宅の場合が 3 分の 2 くらいで建ってしまうということで、建てる時も CO<sub>2</sub> の排出は少ないし、建ててしまうとそこに CO<sub>2</sub> をしっかり蓄えているので、環地球温暖化の防止に貢献しますという資料です。

21 ページは、もう少し他の課題も含めてということで整理がされております。SDGs と先程から申し上げておりますけど、森林・林業分野は、森林が適切に管理されているということによって、「陸の豊かさを守ろう」という目標 15 を中心に、大体他の目標にも何らかの形で貢献をすることができます、ということでございます。あるいは、快適なオフィス空間を、木質化をしながら作っていくということで、そこで働いてる方の働きやすさにもつながるといったメリットも紹介されているということです。

ここまで、需要の動向ということで、森の状況から始まりまして、世の中の動きというのを整理させていただいています。そういったものを踏まえて、一体どういう方向で県が進めていこうと考えているのかというのが、以下の説明になります。

現状を踏まえた取組の方向性ということで、12 ページのスライドです。このグラフは、左側が住宅、右側が非住宅ということで、縦が、1 階建てが 1 番下になって、6 階建て以上というのが 1 番上にきています。要するに、住宅、非住宅の階層別に、建

物の高さによって、木造なのか非木造なのかというのを比率で表しているのが、この絵です。それで、まず住宅の方を見ていただきますと、2階建て、1階建て、3階建てまでは、かなりの部分木造化されているという状況です。非住宅の方を見てみますと、4階、5階、あるいは6階以上ということになってきますと、なかなか建材の開発といったところにもお金がかかってきますので、すぐに取り組むというのが難しいのですが、1階建てから3階建ての部分がまだ相当程度、鉄筋が圧倒的ということで、ここの部分を少しでも木造化できないかというのが、1つの狙い目ということで考えております。

23 ページにまいりますけど、そういった全体の流れを頭に置きながら、昨年、「三重の森林づくり基本計画」を改訂しております。木材利用に関する部分だけちょっとご紹介申し上げますと、2番のところですが、「木材の需要拡大と資源の循環利用の両立」ということで、もう既にお話申し上げたところですけど、中大規模建築物への木材利用や製材品の輸出などによって、A材の需要拡大につながるチャンスを捉えるといったこと。あるいは、出す側の課題として、規格がそろった材を出せる体制を整えていくといった話。それから、建築士さんの育成ということで、木造であったりとか、木質化というものを提案できるような方を育成していきたいというふうに示しております。詳細は、A3の資料をご参照ください。その他の部分も含めて、昨年まとめたものということになります。これを全部今触れるのは、ちょっと時間の関係がありますので、またご覧いただきまして、もし何かございましたら、この会議の後なり、この説明の後なりにご質問いただければと思います。

それで、24 ページ以降で、個別具体的に県が今どういったことを進めているのかというものをいくつかご紹介して、大体時間になろうかと思います。

まず24 ページですけど、県産材利用推進本部というものがございます。平成17年に設置したものでございますけど、本部長を副知事といたしまして、主に県が建てる公共建築物があるときに、それを木造化、あるいは木質化をしましょうということで、平成22年には利用方針というものも立てましたので、それに沿ってきちんと県として建物を建てているかどうかを確認するということをやっているというものです。それから市町に対しても、なるべく使いましょうということをさせていただいています。今年度からの取組としまして、「主な活動内容」の一番下の5行ですけれども、今までは、もう既に建てられた過年度の建物について、ちゃんと木造化がされたのかという形で会議を進めていたんですけども、今年度からは、事前に、来年度以降に予定をしている建物について、ちゃんと木造・木質化というものを考慮しているかどうかというのを個別にヒアリングしながら進めていく方式で、この会議を進めるというのが1つです。それから、各市町の教育委員会にも直接、木造・木質化のPRを進めるようにしたというのが、新たな動きでございます。先程お配りした「公共建築物等への県産材利用事例集」なども教育委員会の方などにも配りながら、こういったものがありますよ、ということをお話しさせていただいている状況です。

そういった取組結果というほどのものではないんですけど、25 ページでございます。



三重県の公共建築物の木造率ということで、上が全体で、下が3階建て以下の木造率ということになります。特に、下の方を見ていただきますと、大体、全国の平均値が26.4%ということになりますので、三重県は平均よりちょっと上という形になっています。ただ、東北の方を見ていただきますと、40%近い、あるいは50%を超えているという県もありますので、まだまだ木造化をする余地はあるのではないかとこのように考えているところです。

県産材を利用した学校・幼稚園・保育園ということで、26ページに地図上にプロットしてありますが、かなり増えてきているかなというふうに思っております。

具体例ということで、いくつかご紹介申し上げます。27ページが、亀山市立関中学校でして、これは木造・木質化の事例としてはかなり早い部類ということになりますけれども、地上2階建て、木造で一部鉄骨造ということで作っております。左の下の写真をご覧くださいと、この縦に走っている柱といったものに地域の材を使っているということです。外観を見ても、関宿の雰囲気を生かしたような作りということになっています。建ってから結構時間が経っておりますけれども、農林水産大臣賞などを受賞されているということもありまして、今でも視察に行かれる自治体さんなどが結構いらっしゃるといってございまして。

28ページは、いなべ市立笠間保育園です。こちらは新しい建物ということになります。

29ページ、30ページは、教育機関ではないですけど、熊野古道センター、それから始神テラスです。

31ページにまいりますと、最近では、有料老人ホームなどでも木造・木質化の事例が見られるようになってきているということもございまして。特に、有料老人ホームなどでは、中で暮らしてお年寄りの方が風邪をひきにくいとか、あるいは転んだときに床が若干柔らかいので怪我をしにくいとか、そういった話も聞かれますので、こういった施設でもこれからどんどん木造・木質化を積極的に進めていこうというふうに思っております。

32ページからは、予算の話ということになります。令和元年度は、「もっと県産材を使おう」推進事業、中国・韓国に向けた県産材輸出促進事業、みえ森林・林業アカデミー設置・運営事業の中での三重県木造化建築士育成推進事業といった事業を展開しております。

「もっと県産材を使おう」推進事業というのは、県産材のPR事業でございます。33ページは、県内向けのPRの実績ということで、県内の木材事業者さんと連携しながら、県内の商業施設などで県産材のPRをしているという事業です。34ページは、県外、特に今年度は森林環境譲与税が導入されてきているということもあって、首都圏、あるいは大阪などの都市部の自治体への訪問というものも、いくつかやっているということです。川崎市については、川崎市木材利用促進フォーラムというのを作っていて、これは全国どこの県産材でも間口を広く開いてチャンスを提供しますというように形で作っておりますので、こういったところに参加しながら情報を取って、こう

いったところで発注の情報があれば、県内の事業者さんにもつなげる体制を整えているということでございます。

35 ページから 37 ページは、輸出の話でございます。量としてはかなり少ないので、将来に向けた取組ということになります。三重県では、丸太の輸出は、平成 26 年度からやっておりました。ただ、平成 30 年 3 月に、多気町に大きな合板工場ができて、そこの工場に丸太を出荷する場合の値段と、輸出をしたときの値段がほとんど変わらないということになりました。そうすると、近いところに売った方がリスクも少ないし、安定的な需要も見込めるということで、この丸太の輸出というのは、今ほとんどなくなっているという状況です。なので、今後の話として、柱、あるいは板といった製材の形にした上で輸出する方法、道はないかというのを模索しているという状況です。具体的には、36 ページ、37 ページにありますような展示会に出展する、あるいはこういった展示会で行った商談でつながった企業の方を県内に招聘して見ていただいて、更に関係を深めるというようなことを続けております。

38 ページ、39 ページ、それから 40 ページに移りますけど、こちらは、先ほど少し申し上げました建築士の育成ということでございます。アカデミーの話は、ちょっと今日は割愛しますが、39 ページを見ていただきますと、これは平成 30 年度からやっている事業でございますけれども、なかなか大学で木造・木質化というものに時間を割くことが難しいという話がございます。なので、既に建築士として働いてる方々に、木造、あるいは木質化というものを提案できるような知識を身につけていただくという趣旨でやっております。大体、今年は 10 月 3 日、4 日から開始をしまして、全 6 日間の行程で、そのうちの 2 日間については、県内の森林・林業関係の方にも来ていただきまして、そういった方とのネットワークも築きながら、知識を身につけていただいているというものです。結構、建築士の皆さんからは好評をいただいております。昨年 11 人、今年 11 人の方に修了いただいております、40 ページにありますようなところで、修了者が生まれているという状況でございます。

県の取組としては最後の話ですけれども、41 ページと 42 ページです。予算でもないんですけども、企業の方が、「木づかい」、木を使うということを考えているという場合に、この登録制度に登録いただくと、県として PR をしますよ、という事業でございます。一昨年の秋から始めまして、今、9 つとあったところまでできております。業態としては様々で、第 1 号が自動車の販売店舗だったんですけど、あと、旅館ですとか、あるいはカフェといったところで、こういう木造・木質化をする、あるいは小さい<sup>じゅう</sup>什器を入れるといった形で県産材を使うということを宣言いただくことによって、こういうネットワークを作りながら、あっちでもこっちでも県産材が使われてるんだよ、というのを、広がりを持って PR していきたいという意味でやっています。あと、これから使ってみたいのだけれどもという方に対しては、県内の木材供給事業者さんの紹介などもさせていただいているということでございます。

それで、最後なのですけれども、いろいろ取組をしているのですが、若干課題かなというふうに思っている点をご紹介します。私ども、どうしても農林水産部というと

ころから発信をしているということがあります。そうすると、ともすると、林業、あるいは木材産業の振興のためにやっているんじゃないか、というふうに思われてしまうところがあります。それはそれで真実であり、もちろんそのとおりでございます。ただ、そうすると、林業、木材産業のために木を使うというような受け取られ方をしますと、なかなかメッセージとして広がり弱いんじゃないかというのは、若干課題として考えているところということです。

なので、これから県が動いていくに当たっては、「これから目指したい取組方向」というところにありますけれども、一人一人が、木を使うメリットを理解していただいた上で積極的に木を使う、そういうのを「ウッドファースト社会」なんていう言葉で最近言い慣わしたりするんですけど、そういった動きになるような取組をできればしていきたいというふうに思っています。先程最後に紹介申し上げました「木づかい宣言」というのは、若干そういったことを意識しながら、あまり最初から山のこととか、林業のことなどを前面に押し出すよりは、こんな使い方もあるんだよということをお皆さんに知っていただけるような取組にしたいというふうに思っています。そうやって、世の中全体で「木づかい」をすることによって、SDGsですとか、あるいは、昨年末に知事が宣言されましたけど、脱炭素社会の構築に向けた貢献ができればいいなというふうに考えております。

若干駆け足でしたけれども、説明は以上でございます。

#### **田中座長**

ありがとうございました。ただ今の説明を受けまして、委員の皆様からご質問があれば、よろしく願いいたします。

はい、杉本委員。

#### **杉本委員**

22 ページの資料のところなんですけれども、住宅は、木造の方が多いですよという資料になっていますが、これは今建っている空き家も含めての戸数がこうなっているということなのかなというふうに見させてもらっていて、新築の場合は、非木造、木造の割合というのはどんな具合でしょうか。それとも、これは平成 28 年の新築のデータなんでしょうか。

#### **田中座長**

はい、横澤課長。

#### **横澤課長**

これは、「着工建築物の床面積（平成 28 年）」というふうに書いていますので、平成 28 年に着工された建物の内訳ということにして、新築の比率ということになります。

**田中座長**

杉本委員。

**杉本委員**

わかりました。

木造というと、柱は木造ということで理解していいですか。

**田中座長**

村上次長。

**村上次長**

木造ということでありますので、構造材が木で作られているという形になります。

**田中座長**

はい、杉本委員。

**杉本委員**

柱とか、壁構造だったら壁とかが木造だということですね。

**田中座長**

他にご質問のございます方。

はい、今井委員。

**今井委員**

今の杉本委員の質問に関連して、平成 28 年の着工戸数の内の木造の中で、国産材と外産材の割合とか、三重県産材と他のところの割合というのはどうなっているのでしょうか。要は、三重県産材の利用促進を何とかしていきましようという三重県としての取組をしている中においては、外国からの集成材とか、そういうものの木造の住宅というのは当然あるんですけども、木造がこれだけ多いという中において、県産材並びに国内材というのはどれぐらいの割合だということについて、もし調査されているものがあれば、ということです。というのは、私も住宅販売をしていた時期があるんですけど、ほとんどと言いますか、多くは外材の集成材なんですね。ですので、そういったメリット、デメリット、コスト面等いろいろあると思うんですけども、要はこの木造がこれだけ多いですよということは大事で、非常に良い勉強になったんですけども、この中で、外材、国産材、三重県産材、他県産材、その辺がどうなっているのかというのを突き詰めていかないと、三重県産材がどうすれば使ってもらえるのかというところに近づいていけないんじゃないかなと思うんですが、この辺につ

いて細かくわかるんですかね。今後でもいいんですけど。

**田中座長**

横澤課長。

**横澤課長**

この内訳で、国産材、あるいは三重県産材の割合というのが数字の上で出てくるかということ、ちょっと難しいかなと思います。ただ、木材全体の自給率の話でいくと、最近、回復傾向でして、昨年度は30%台後半ぐらいまで持ち直してきているということです。今伸びているのが、例えば、合板といったところで結構国産材が使われています。

**田中座長**

今井委員。

**今井委員**

今日は担当部局の方に来てもらっているので、今後、この条例検討会でいろいろと議論して生かしてもらえるんだと思うんですけど、結局、私もこの条例検討会に入らせていただくに当たって、今、いろいろ説明いただく中で、また外材と国産材の割合がどれぐらいかということはまた教えてもらいたいんですけど、もし国産材や三重県産材の割合が少ないのだとすれば、何が課題で使ってもらえないのか。そして、今、木材の技術もCLTとかいろんな技術が広がってきて、梁も大断面とかがあって、今まで出せないところに出せるようになったとか、鉄骨に負けない、そういう木材の構造部材が出てきて、木材も使ってもらいやすくなったんだと思うんですけども、やはり利用促進が進まない理由というのがいろいろあると思うんですね。それが価格的なことなのか、私がこれは今後、調査したいんですけど、木はどうしても乾燥させないといけないので、その乾燥技術、乾燥の工場が三重県には、和歌山県とかと比べて弱いんじゃないかとか、材木関係の人からお話聞いたりもするんですけども、要は、三重県産材の利用を伸ばしていってもらおう上において、どういった課題を克服していかないといけないのか。他県産材に対して、また外国材に対してというところでは、何か漠然とでも結構なんですけど、こういった課題を克服していかない今後シェアが伸びないよねというところがあれば、ちょっと教えてもらいたいんですけども。

**田中座長**

はい、村上次長。

**村上次長**

初めの、国産材の用途別のシェアについては、ちょっとデータを探してみますので、

またありましたらご提供させていただきたいと思います。

また、なぜ外材が伸びてきたのかということなんですけれども、これは先程の説明の中でも触れましたが、戦後、国産材の供給が需要に追いつかないで、外材を入れてきたというようなことがあって、そういった時に外材は商社等が流通面で非常に取り入れやすかったというようなことがあって、各工務店さんなども外材の方が使いやすいというような風潮があったというふうに認識をしております。そんなことで、同じ値段だったら、外材を使おうかというような風潮が、今まで一般的なものになっていたというふうに認識をしているところです。

あと、県産材の需要の拡大については、様々な課題があるというふうに思っているんですけれども、三重県の特徴といたしまして、小規模な製材工場が多いということがありまして、大量な注文とか、そういったものに対応できないだとか、あと、JAS認定がなかなか少ないとか、そういった大型事業に対応できないというようなところは、少しウィークポイントなのかなというふうに思っております。ただ、その反面、得意な製材技術とか、そういったものを持っておりますので、細かなニーズに対応できるという強みもありますので、そういったことを、水平連携などを進めまして、生かして売り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

#### 田中座長

はい、今井委員。

#### 今井委員

今いろいろと課題という面について、小規模の製材所や木材産業の会社が多いので、大量注文には対応が難しいとか、また、JASの認定が少ないというようなデメリットを挙げていただきました。これらのデメリットを克服していく方法を考えていかなければ、三重県産材の利用促進をしていくことというのは、今のまま変わらなければ、伸びていかないということになります。一方で、そういう細かい注文については、今特に家建てる方もこだわりの住宅というのがあるので、そういったところには、きめ細かに対応をしてもらえているというそのメリットの部分、ここは伸ばしていかないといけないという形になっていきます。そういったときに、木材の利用を促しましょう、公共建築物にもっと入れましょうというのは簡単ですけれども、どのようにすれば使っていただけるのか。要は、木が持っている弱点をなくしていく。外材、国産材にかかわらず、燃えやすい、腐りやすい、ささくれが出て、例えば学校では怪我をする可能性があるといったいろいろな弱点を克服していく。加工技術といったものは、もう今新しいものがどんどん出てきているので、そういったところも交えながら、いかに理念だけではなくて、使っていただきやすい環境を三重県でいかに作っていくかというのが大事だと思います。それが森林所有者であり、木材産業の方でもあり、また啓発でもありということだと思います。今日、いろいろ勉強させていただきましたので、これからまた1つ1つ、細かく見ていきながら、いかにすれば利用促進につな

がっていくのか、デメリットの克服とメリットを伸ばすっていうところを中心に考えさせてもらいたいと思います。

#### 田中座長

はい、ありがとうございます。

他にご質問ございます方。

濱井委員。

#### 濱井委員

8 ページで、「高い評価の三重の木」となっていて、様々な観点で第1位、第1位、第1位、第2位となっております。これは三重県産ヒノキが高い評価を獲得したということだと思えるんですけども、これはヒノキなんですか。また、どこの産地のものなんですか。県全体のものなのかどうか。

それから、34 ページに「首都圏に向けた県産材のPR活動」とあります。東京都、神奈川県、それから大阪府というようなことが書いてありますけれども、こういったところへの県産材のPR活動で、県内各地のスギ、ヒノキ等をPRするのかどうか。その内容を、簡単でよろしいので、教えていただきたいと思います。

それからもう1つ、36 ページに「令和元年度の製材品輸出に向けた取組の状況」とありまして、韓国や中国へ出されていますけれども、ここでの反響はどうだったのか。合わせて、各市町の取組にはどのようなものがあるのか、代表的なものを何件か教えていただきたいと思います。

#### 田中座長

横澤課長。

#### 横澤課長

まず8 ページですが、具体的にどこのものなのかというところまでは、申し訳ないですが、手元にデータがないんですけども、ヒノキなので可能性があり得るとすると、尾鷲か、あるいは飯高でも作っていますので、そこら辺の可能性はあるということです。

それから、県産材の首都圏向けのPRですけども、今年度はまず、森林環境譲与税が入ってきて、個々で訪問させていただいた区、あるいは市において、こういった使い方をされる予定なのかということ、担当者に直接会って話をさせていただいています。その際に、例えば、三重県の材を採用いただけるような可能性があるかどうかといった話をさせていただいているという状況です。先程の説明の中で申し上げた川崎市のようなところは、全国どこの市町の材であっても等しく門戸を開きますよというような話をされている一方で、多くの市や区というのが、その姉妹都市ですか、何らかの協定があるようなところをどうしても優先するといった話をいただい

ます。ただ、そういったところであっても、その建物で使うに当たっての何らかのストーリーが説明できるとか、あるいはもっと下世話な話でいくと、価格で折り合うのであれば、使う可能性はありますといったような話をされています。そういった形で、今年は顔つなぎといったところをメインでやっております。今後ですけれども、例えば、この市や区であれば何か可能性がありそうだなというような話になった場合には、具体的な商談につなげていくためにも、県内で関心を持っていらっしゃる製材業者さんに一緒についてきていただいて、もっと具体的な話をするというようなステップになっていきます。今までも事業体を訪問するような場合というのは、県だけではなくて、木連の中の製材事業者さんとか、そういったところと一緒に連れだっただけで行っているという状況です。やっぱり県というのは最初のきっかけづくりといったところをやって、事業体の信用度を高めるという役割をするのが県の仕事かなというふうに思っています。

最後の輸出に関しましては、まず現地の反響なんですけれども、やっぱりモノを見ていただいて、第一感としては「良い木だね」というような反響は得ているということです。ただ、価格面で言いますと、やはり向こうで考えている価格よりはかなり高いかなというふうに見られているというのが実情です。面白い反応としては、日本ではもう捨てるような端材、端の部分ですね、そういったものをたくさん欲しいんだといったような、ちょっと不思議な需要があったりもします。そういったところで、どうつなげていくのかというのが次の段階になり、ここまで来ると今度は、業者さんと業者さん同士の話し合いといった段階に入ります。

県内の市町の取組状況ですけど、今、具体的に力を入れてやっているのは、尾鷲市、紀北町という尾鷲ヒノキの生産をしている地域ということになります。特に紀北町の森林組合などが中心になって進めているという状況です。1ルートでもできてくると、他の地域でも手を挙げてやってみようかなという話が出てくるかと思いますが、何分リスクも大きいですので、すぐにあちらもこちらもという話にはなかなかないという状況です。

## 田中座長

濱井委員。

## 濱井委員

尾鷲ヒノキは非常に有名で、皆さんに人気があるみたいで、そこはそこで大事なところであり、それが三重県産材全体に影響が及ぼされるのだったらそれでいいと思うんですけども、やはり三重県全体の木が売れないといけないので、幅広く三重全体の木が高評価を得られるような仕組みというか、そういう取組が必要だと思いますので、それは今後もお願いしたいと思います。

それから森林環境譲与税ですけれども、内装材にこれから使ってもらっていくことが必要だと思います。森林環境譲与税は、その3割を、人口を基準として配分される



ということですので、都市部の人口が多いところは、結構配分額が多いです。そういったところで使うところとなれば、内装材として使うということが非常に有効かなと思っています。それに対応するために、需要と供給の問題で、供給する側においては、製材をしていかなければならないわけです。そういった工場がかなりあるようには書いてあるんですけども、満遍なく、それが各地域に整っているのかどうか。それから、大径木と言いますか、もう 100 年近く経ってる木も結構あるんです。そういった大きな木を製材するような工場というのは、県内各地にいくらかあるのかどうか。その辺わかりますか。非常に少ないんじゃないかと思います。

**田中座長**

村上次長。

**村上次長**

現状の製材工場の実情といたしまして、三重県の場合は、柱材生産というのが主で来ておりますので、板材を挽くというようなことにシフトしていらっしゃる場所もあるんですけども、まだまだ柱材を中心に挽いていらっしゃる場所が多いというのが現状だと思っています。大径材についても、なかなか大きなものを挽けるような施設を持っているところは少ないというふうに認識しているところです。ただ、少ないんですけども、各地域にはそういった大きなものを挽ける工場もありますので、そういったところと小さな工場などとの連携といったことも、今考えているところです。

**田中座長**

他にご質問のございます方。

中瀬委員。

**中瀬議員**

農林水産部の方が今、話をしていただいて、木材をいろいろ利用していくということなんですが、住宅とか公共建築物を建てていく上で、農林水産部の方が一生懸命言うことで建てていけるのか。県全体の部署のことはよくわからないんですが、他の部のどういうところと協調していくと、最終的に住宅が増えたり、公共建築物が建てていくということになっていくのか。そういう横のつながり的なことを、教えていただきたいです。

**田中座長**

横澤課長。

**横澤課長**

まず住宅で言いますと、住宅の関係部局が県にありますので、そういったところと連携するということになります。教育ですと、やはり教育委員会と連携するということになります。県内の体制としては、県産材利用推進本部がありまして、説明の中でも申し上げましたけれども、そこに各部局のメンバーがそろっております。これについて、先程は県施設における推進という話をさせていただいたんですけども、公共建築物以外の部分の推進というのも役割としては担っております。なので、そういった機会を通じて、他の部局にも協力を求めているというのが現状です。

**田中座長**

中瀬委員。

**中瀬委員**

そうすると、その一つのところで話をすれば、全てに通じるという理解でよろしいんですね。

**田中座長**

横澤課長。

**横澤課長**

県に一つということですが、どうしても今はまだ農林水産部が前へ前へ出ている状態なので、他の部局をもっと巻き込むのは、これから更に力を入れなければいけないなと思っています。

**田中座長**

他にご質問のございます方。

はい、中森委員。

**中森委員**

平成22年に公共建築物等における木材利用の促進に関する法律が制定されまして、公共建築物を整備するときは低層の場合は木造を原則とすることになって以来、もうほぼ10年になりますが、今のデータでいくと、公共建築物の木造化が、三重県の場合は16%程度というデータがあるんですけど、三重県の県有建物の率は、出ていませんか。データがなければいいです。本来は、原則ということは、8割、9割は木造でなければならないわけですけども、実態がこの数字でいくと、県内市町も全て同様の趣旨で指針が整備されているにもかかわらず、なかなか率は上がっていない状況です。三重県は全国の平均値より上とは言ったものの、全国もそうであるように、三重県もそう進んでいないというのがうかがわれるんですけど、そこに原因が何かあるのか。それがちょっと気になるところで、せっかく副知事を本部長とした本部があるの

で、横の連携をしながら、保育所や学校や福祉施設など、たくさんの県に関わる公共建築物が多くあるので、木造化を進めていくということが求められているんですね。それと同時に、公共施設以外も三重県全部で考えましょうねというような、今回の我々の条例化の進むべき方向があらうかと思うんですけれども、そういう意味で、資料提供していただきながら、我々の条例としてどういうものが求められているかというのを教えていただきたいと思います。

**田中座長**

横澤課長。

**横澤課長**

データの話でございますけれども、平成 30 年度の実績で申し上げますと、県有施設を 10 件建てまして、そのうち木造化されたものは 0 で、木質化を行ったものが 4 件という状況です。その前の年度を申し上げますと、15 件中 11 件というような形になります。この辺の事情を申し上げますと、ハコモノの抑制期間ということもあって、やはり三重県として建てている建物自体が少ないというような状況があります。そんな中で、排水機場といったものが県有施設の中に入ってきてまして、そういった建物というのは、やはり水濡れで腐食するといったことがあるので、なかなか木造・木質化に取り組みづらいというのがあり、そういうものもひっくるめると結構数字としては低くなってしまいます。ただ、学校といったところは、かなり県産材を使っていると思います。なかなか改修のタイミングが来ないというのもあるので、全部見渡すとなかなかというふうになりますけど、タイミングが合えば、ちょっとずつでも使っているという状況でございます。

**田中座長**

はい、中森委員。

**中森委員**

また、我々もそうやって進めていきますので、どのような条例にしていけばよいかということについて、大所高所からご教示いただければ。我々、一生懸命やっておりますので、よろしく願いいたします。

**田中座長**

他にご質問ございます方。

はい、山本佐知子委員。

**山本（佐）委員**

26 ページですが、北勢の 5 市町が、学校・幼稚園・保育園で県産材を利用したもの

が0になっているのは、この9年間で新規や建替えがなかったからなのか、あるいは他にも理由があるのか。少し消極的だったのか。県のご担当者の感触としては、どんなふうに感じられますか。市や町でも指針があるということなんですけれども。あまり森林がないところではあります。

**田中座長**

横澤課長。

**横澤課長**

すみません。プロットしてみて、確かに今見て、そうだなというふうな状況でして、具体的に何でかというのは、ちょっと思いつかないところです。ここら辺が特に、木を使うのに全く関心がないということはないと思うんですけど。ただ、市町の中に大きな森林を抱えていないというのは1つあります。そうすると、例えば、こういうものを建てる時に、県産材というよりは、何か地域材というくくりで建てようとするので、そういった動きがやりにくいかなというのは、私の今の思いつきですが、そういうのはあるかもしれないなというのはあります。

**田中座長**

他にご質問がございます方。

杉本委員。

**杉本委員**

今後、委員長にお願いしたいんですけども、先程の山本委員と同じで、学校はもっと施設は改修されているんですが、その率から見るとすごく低いんですよ。それでやはり、この10年程度の間にとどれだけ改修がなされて、その中の何割が県産材を導入して、その導入した中で、木質化であれば面積の何割が木質化されたのかという、そこら辺も詳しく資料を見ていかないとわかりにくいところがあるなと思っています。それは今後、また調べていただいたらいいなと思います。

**田中座長**

担当部局は、そういった資料というのは、今後準備できるわけですか。

はい、村上次長。

**村上次長**

ちょっと調べさせていただきまして、できる限り、資料の方を提出させていただきたいと思います。

**田中座長**

はい、よろしくお願いします。

他にご質問のございます方。

はい、今井委員。

### 今井委員

今後、三重県産材の利用促進ということになっていくんですけども、今の三重県の状況について、先程、移出をして他県で使ってもらいたいけど、価格が合わない、想定より高いということがあったと説明されていましたが、市場の人に聞くと、昔よりも立米単価は3分の1とか、4分の1に下がっていると。出す側が受け取れるのはそれぐらい下がっている一方で、建てる側は価格が合わない。何と比べて合わないのか、高いというのかというのが、いろんな理由があると思うんですけども、なぜそういうことが起こってきているのかということなんです。要は、出す側は、すごく単価が下がってきているんですね。でも、いざ使ってもらおうと思うと、価格が高いのでなかなか使ってもらえないというところで、そこでどういう作用が働いているのかというの、ちょっと見ていかないと、先程申し上げた、木材を使ってもらいたいというのはあくまで思いであって、じゃあ使ってもらうためにどこが問題なのかというのを見ていきたいと思うので、またその辺りも今後アドバイスをもらいたいと思います。

三重県としての利用促進ということには、木材産業の利益を上げてもらう、儲かる林業にすることと、多面的機能や地球温暖化防止といったことを考えて、木材をより多く使ってもらおうということの2つがあると思います。三重県として、今後、その森林の整備ということと、木材産業の活性化という意味においては、量的に目標を持って、どれぐらい増やしていくというのがあるのか。量が変わらなくても単価が上がれば、木材産業の方は儲かる林業につながっていくということがいえると思うんですけども、三重県として、価格、若しくは素材生産量について具体的な目標を持って、今、政策を進めていただいているのかどうか、その辺をちょっと教えてもらってもいいですか。

### 田中座長

村上次長。

### 村上次長

素材生産量につきましては、県民力ビジョンでも目標になっていまして、先程ご紹介させていただきました基本計画の数字がその元となっております。これにつきましては、A材、B材、C材、それぞれの需要予測を基に計算をいたしまして、目標の数字を立てさせていただいているところです。

### 田中座長

はい、今井委員。

#### 今井委員

ちょっと僕の聞き方が悪かったんですけども、要は、県は、素材生産量の目標を持ってもらっていると。そこで、単価が安くても素材生産量を優先するのであれば、木材産業のところは、元気がなくなっていくますよね。要は、生産量と、出す側の木材単価ということのバランスが、すごく大事になってくるのかなというふうに思うんですけども、その辺りについての見解はいかがですか。

#### 田中座長

はい、村上次長。

#### 村上次長

最も重要視をしたいと思っておりますのは、やはり持続可能なこと、緑の循環が回っていくというようなことが、一番大切なことだというふうに思っております。それについては、木を売った後、山を売った後に、再投資できるような仕組みを作っていくということが大変重要だというふうに思っております。そのためには、木材の価格を上げる対策とともに、生産コストを下げる対策を両面でやっていくというようなことを進めていきたいというふうに思っております。ただ、全ての人工林が緑の循環で森林を適正に管理できるかということ、なかなかそこは難しいと思っておりますので、三重県の場合は、生産林、環境林というふうに分けておりますけれども、そういう公益的機能の発揮を重視する、なかなか林業では採算性が合わないところについては、そういった公益的機能の発揮を目指した森林づくりも合わせて行っていく必要があるというふうに考えているところです。

#### 田中座長

はい、今井委員。

#### 今井委員

いろいろと聞いてすみません。本当に難しい課題に直面していると思います。価格を上げる、コストは下げる、素材生産量は増やすというのは、全部できたら本当に素晴らしいことなんですけど、1つ1つの課題がなぜできないのかというところを、細かく見ながら、そこを解決していかなければ、利用促進につながっていかないというふうに思いますので、また、今後いろいろと教えてもらいたいと思います。

今日、全協の中でも、今後、令和4年以降、花粉の少ない杉を植えるための研究をしていくということで、鳥取県が去年11月ぐらいにすごく良いものを開発したということなんですけど、やはり森林への理解を深める意味でも、花粉の少ない杉を植え替えていってもらおうということは、とても健康のためにも大事だと思いますので、そ

ういった新たな技術革新や研究も含めて、森林への理解を県民の皆さんに促して、そして木を使ってもらうことの重要性というのを広げていくことも大事ななど、感想として思いました。ありがとうございました。

**田中座長**

はい、西場委員。

**西場委員**

私もいろいろ教えて欲しいんですが、22 ページの表の中で、2 階の建築に木造の数値が多いけれども、この木造というのは柱、梁<sup>はり</sup>が、木質だということだけで、木造の区分になっているんですか。

**田中座長**

村上次長。

**村上次長**

はい、柱、梁<sup>はり</sup>ですね。

**田中座長**

西場委員。

**西場委員**

そうすると、11 ページで最近の住宅様式の変化とあるけれども、この左の写真は純然たる木造であるのに対して、右の写真の住宅も木造なのですか。確かに、柱や梁<sup>はり</sup>は木かもしれないけど、床とか壁には何とかボードとか、何とかパネルというような非木質の新建材が使われている木造住宅のように思える。この木造、非木造の区別の違いについて、教えてください。

**田中座長**

はい、横澤課長。

**横澤課長**

木造という場合には、建物の重さを木で支えているかどうかということで見ます。先程の質問の中にもあったとおり、板で支えるツーバイフォーみたいな建物の場合だと、表には木は見えてこない場合もありますけど、それも木造ですよ、ということなので、11 ページの写真で見ると、左の建物も右の建物も木造でカウントされるということなんです。

**田中座長**

はい、西場委員。

**西場委員**

わかりました。住宅における木造化の数値は結構高いけれども、各々住宅内に使われてる木材の比率は、5割に木を使っている建築もあれば、6割、7割、8割と様々な木材使用率の木造住宅があると思う。そこで、最近のような新しい住宅様式が普及してくると、県産材利用の拡大のためには、木造住宅における木材使用率を高めることが課題になると思います。

それともう1つ、24ページで、県に県産材利用推進本部があると記されているが、これは農林水産部にあるんですか。

**田中座長**

横澤課長。

**横澤課長**

体制としては、本部長が副知事で、副本部長は農林水産部長ですけど、その他に県土整備部や教育委員会など、関係部局が全部入っているということです。事務局は、森林・林業経営課です。

**田中座長**

西場委員。

**西場委員**

これは、森林づくり条例に基づいてできてるものですか。

**田中座長**

はい、横澤課長。

**横澤課長**

これは、森林づくり条例ではなくて、設置要綱に基づいて作っているものです。

**田中座長**

西場委員。

**西場委員**

意見として申し上げておきたいのは、本日の議論の基本になっているのは、「三重の森林づくり基本計画」であり、これは「三重の森林づくり条例」に基づいて作られ



ている。森林づくり条例というのは、三重県の森林づくりと林業振興の目的で制定されている。その条例の1項目として県産材の利用促進がありまして、これは我々がこれから目指す新しい条例の中で、1つの役割であり、大事な手段ではありますが、主たる柱ではない。この条例に書かれている県産材利用促進の目的だけではない新しい条例をいかに作るかというのが、私たちの今後の主たる検討課題です。執行部も、我々も最近使っている「ウッドファースト社会」という言葉の社会的価値観を拡大していく取組を進めるために、条例づくりを進めていきたいと思う。林政のエキスパートである農林水産部の次長や課長には、今後とも助言やアドバイスをいただきたいが、今後の条例の検討においては、農林水産部や森林・林業の範囲にこだわらない、幅広い、温暖化対策とか、SDGsとか、幅広い課題を取り入れた、県産材や木材利用を通じて新しい社会的価値観を増大させ、木の文化の社会づくりを目指す条例化の議論を深めていただければありがたいと思います。

#### 田中座長

先程いただきました西場委員のご意見も踏まえて、今後の条例の作成に向けた協議の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

他にありますか。

はい、濱井委員。

#### 濱井委員

25 ページですが、西場委員が質問されたところで、三重県は、例えば、下の3階建て以下のところは28%になっていますが、これは単純に考えて、10軒建てて、2、3軒が木造という意味ではないんですよね。どうなんでしょうか。

#### 田中座長

村上次長

#### 村上次長

こちらの木造率は、床面積当たりで出しているものでして、棟数で10棟分の2棟とか、3棟とかという出し方ではございません。

#### 田中座長

横澤課長。

#### 横澤課長

次長の補足ですけど、建物の件数の総数を木造化の建物で割ったわけではなくて、その年に建った公共建築物を総面積で表して、その面積のうちの木造化の面積を出してという形です。

## 田中座長

山本里香委員。

## 山本（里）委員

今、「ウッドファースト社会」とか、それからどうやって地元産の素敵な木を使ってもらった建設を増やすか、公的なものも含めて話が出ているわけですが、特にそういう一本柱とか、軸組みとか言って、ここに出ているような、内装もそうだけど、木の建設をする時には、やはり技術者の技術というのが、今のプレカットの建設のものとかよりもいるんですかね。だから、今よく建設技術者がいろんなところで少ないと言われていて、養成をしなければならないという話もあるわけなんですけれども、特にこういった指物屋さんとか、建具屋さんなんていうような技術も少なくなってきたんですが、こういった素晴らしい県産材を使って建物を作るには、設計もそうだけれども、建築物を作る技術者や細かいところの細工をする技術者とか、そういう方もいるんですよ。そういうことで、例えば、コストが高くなるとか、時間がかかるとか、手間がかかるとか言って、総じて費用がかかるということで敬遠される方がいるというようなことはあるんですか。

## 田中座長

横澤課長。

## 横澤課長

公共建築物を木造で建てようと言うときに、一番やってはいけないことは、凝り過ぎることなんです。そうすると、普通に市場で出回っていないような規格の木材を集めてこなければならぬとか、そういった話になってくると、どんどん建築費が高くなるということはある得るというふうに思っています。なので、できるだけ、今、現に流通している木材をうまく使って、何か大きめの建物を建てることのできないか、そういったことを進めていかないと、これから先、一気に公共建築物なり、民間の建物で木造・木質化率を上げていくというのは難しいかなと思います。

## 田中座長

他にございます方。よろしいですか。

他になければ、三重県の森林・林業及び木材利用の現状等に関する農林水産部からの説明聴取を終了いたします。

農林水産部におかれましては、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。では、退出をお願いいたします。

それでは次に、次回第3回検討会の内容につきましては、「関係法律及び三重の森林づくり条例の調査」並びに「他県の県産材利用促進に関する条例の調査」を行い

たいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。

はい、今井委員。

#### 今井委員

先程言っていたいただいた調査をお願いした数字については、委員長、副委員長の方で取り寄せていただいて、また配っていただけるということによろしいですか。

#### 田中座長

それについては、農林水産部に提出を求めましたので、配付させていただきたいと思います。次回までに提出をするように、こちらから求めますのでよろしくお願いいたします。

#### 今井委員

わかりました。

#### 田中座長

よろしいですか。それではそのようにさせていただきたいと思います。

次回の第3回の検討会の日程につきまして、ご協議をいただきたいというふうに思います。

第3回の検討会につきましては、3月2日(月)の本会議終了後に開催したいと考えております。皆様の都合はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。それでは、3回目は3月2日(月)の本会議終了後といたします。

また第4回、第5回の検討会は、県産材利用等の関係者の方をお呼びして、意見聴取することを予定しております。お呼びする関係者の方の人選については、正副座長にご一任いただきますようお願いをいたします。人選等についてご意見やご希望のある方は、正副座長にお伝えください。

なお、第4回及び第5回の検討会の具体的な日程につきましては、参考人としてお呼びする方の都合もございますので、後程事務局から日程調整をさせていただきます。

本日の議題は以上でございます。

他に委員の方々からご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。それでは本日の会議は終了いたします。

なお、この後、委員協議を行います。

委員の方は、着席のまま、お待ちください。

委員以外の方は、退室をお願いいたします。